

# 重要事項説明書(短期入所)

## 1 事業者の概要

事業者の名称 下仁田南牧医療事務組合  
代表者氏名 岩崎 正春  
所在地 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田409番地

## 2 施設について

施設の名称 下仁田南牧医療事務組合 下仁田厚生病院介護医療院  
開設年月日 令和1年10月1日  
指定事業者番号 10B2400012  
管理者氏名 山下 均  
所在地 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田409番地  
電話番号 0274-82-3555  
FAX番号 2074-82-5998

## 3 事業の目的及び運営方針

下仁田厚生病院 介護医療院（以下「施設」という）は、要介護者に対し、適正な短期入所療養介護サービスを提供することを目的とします。利用者の意思や人格を尊重し、家庭、地域町村、他の関係事業者と綿密な連携のもと、個々の能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、短期入所療養介護計画に基づいて、療養上の管理、看護、医療管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うものとする。

## 4 施設の概要

利用者定員 40名  
療養室 15室（個室 6室 2人部屋 1室 4人部屋 8室）  
浴室 一般浴槽および機械式特殊浴槽  
食堂兼談話室 2カ所  
機能訓練室 1カ所  
多目的トイレ 8カ所

## 5 従業者の職種、員数及び勤務内容

管理者 1名（施設長 施設従業者及び業務の管理、規定遵守の為の指揮命令）  
医師 1名（診療に基づく検査、投薬、注射、処置）主治医制  
薬剤師 1名（医師の指示に基づく投薬及びその指導）  
管理栄養士 1名（入所者の状態に応じた適切な食事の提供）  
看護職員 7名以上（入所者の自立支援と、生活の充実に向けた病状及び心身の状況に応じた看護）  
介護職員 10名以上（入所者の自立支援と、日常生活の充実に向けた医学的管理の下における介護）  
理学療法士 1名以上（入所者の機能維持回復と日常生活の自立を助けるための理学療法  
その他適切なリハビリテーション）  
施設サービス  
計画作成担当 1名（計画の作成、実施状況の把握、変更）介護支援専門員

## 6 従業者勤務体制

医 師	病院と介護医療院兼務のため24時間体制	
薬 剤 師	8時30分～17時15分	
管 理 栄 養 士	8時30分～17時15分	
看 護 職 員	日勤 8時30分～17時15分	夜勤 16時30分～9時15分
介 護 職 員	日勤 8時30分～17時15分	夜勤 16時30分～9時15分
	早出 7時 ～ 15時45分	遅出 10時45分～19時30分
理 学 療 法 士	8時30分～17時15分	遅出 9時～17時45分 土曜日
介 護 支 援 専 門 員	8時30分～17時15分	

## 7 サービスの内容

療養、診療、施設サービス計画の作成、機能訓練、看護、医学管理下における介護、食事の提供、栄養管理、口腔ケア、入浴、レクリエーション、利用者・家族への指導及び相談援助・その他利用者に対する便宜の提供。

## 8 利用料及びその他の費用の額

### (1) サービス料金（介護医療院における短期入所療養介護）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス費（多床室）	894単位	1006単位	1250単位	1353単位	1446単位
（個室）	778単位	893単位	1136単位	1240単位	1333単位
上記サービス費に係る自己負担額（1割の場合）	894円	1,006円	1,250円	1,353円	1,446円
	778円	893円	1,136円	1,240円	1,333円
上記サービス費に係る自己負担額（2割の場合）	1,788円	2,012円	2,500円	2,706円	2,892円
	1,556円	1,786円	2,272円	2,480円	2,666円
上記サービス費に係る自己負担額（3割の場合）	2,682円	3,018円	3,750円	4,059円	4,338円
	2,334円	2,679円	3,408円	3,720円	3,999円

### (2) 加算

加算の種類	1割負担	2割負担	3割負担	備考
夜間勤務等看護加算	7円	17円	21円	1回/日
サービス提供体制加算	18円	36円	54円	1回/日
療養食加算	8円	16円	24円	1回（1日3回を限度）

◇施設サービスの費用は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額となり、利用者負担額はその1割、2割又は3割となります。

◇ 1日あたり食費

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費（1日）	300円	600円	1000円	1,300円

※第4段階 朝 500円・昼 600円・夕 600円

◇ 1日あたり居住費

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多床室	0円	430円	430円	480円
個室	550円	550円	1,370円	1,728円

利用者さんを含む世帯の収入により軽減措置として、介護負担限度額認定証があります。介護保険負担限度額認定証が発行された方や、すでにお持ちの方は必ずご提示ください。ご提示いただけない場合は、第4段階の利用料をお支払いいただく事になります。

◇利用者が選定する特別な療養室として個室(1日当たり 税込 2,200円)があります。

◇日常生活において希望でご利用いただくものは有料となり施設では次のものがあります。

- ・ 室内着（リース） 1日あたり 66円（税込） ※持込可能
- ・ 日常生活費 1回あたり 330円（税込） ※持込可能  
内容: タオル・バスタオル・シャンプー・リンス・ボディソープ
- ・ 電話代 1回あたり 10円(県内) 30円(県外・携帯電話)(税込)
- ・ 退所時の清拭処置(場合による) 11,000円(税込)

◇各種予防接種料金・文書料等は、介護医療院又は病院1階に掲示しております。

## 9 利用料のお支払いについて

利用料は、退所時にお支払いが可能です。退所日が土日祝日の場合は、後日ご連絡いたします。お支払いは、病院1階会計窓口での現金支払い、銀行振り込み、郵便局よりの現金書留が可能です。請求書の郵送をご希望の方は、1階受付窓口でご相談ください。

## 10 施設利用にあたっての注意事項

- 来訪・面会 面会時間は午後1時から午後7時です。  
感染症等の流行の状態により、禁止や制限を設けている場合があります。  
面会窓口でのご確認をお願いいたします。
- 外出・外泊 利用者の外出・外泊の際には主治医の許可を得て、行先や日時等を職員にお申し出ください。
- 設備・器具の利用 施設内の療養室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。  
これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- 全館禁煙 駐車場も含め、全館禁煙になります。
- 迷惑行為等 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
- 金銭・貴重品の管理 金銭・貴重品の持ち込みは必要最低限としてください。  
事情によっては、事務所の金庫にお預かりすることは可能です。  
お預かりしていない所持品等の破損・現金の紛失には、当施設は責任を負いかねますので、ご注意ください。
- 宗教活動 宗教活動や、勧誘・販売等は固くお断りいたします。

## 11 協力医療機関について

協力医療機関

下仁田南牧医療事務組合 下仁田厚生病院  
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田409

協力歯科医療機関

医療法人 ゆう歯科クリニック  
群馬県甘楽郡下仁田町下仁田337-8

## 12 秘密の保持

施設の従業員が、業務上知り得た入所者およびその家族の秘密は、施設が定める個人情報の利用目的外の利用はいたしません。またその取り扱いには細心の注意を払います。従業員でなくなった後においても、これらの秘密は保持致します。

## 13 身体的拘束の禁止

施設は、施設サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行ってはならないものとします。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、身体的拘束等の適正化を図るための措置を行うものとします。

## 14 虐待防止に関する事項

施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、高齢者虐待防止委員会を設置し、虐待防止のために必要な措置をとります。高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、高齢者虐待防止委員会に報告し、委員会はこれを速やかに市町村に通報するものとします。

## 15 褥瘡の発生防止

施設は、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備致します。

## 16 衛生管理

施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとします。また、施設は、施設内において感染症または食中毒が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じます。

## 17 非常災害対策

施設は、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害に備えるため、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに年2回以上避難訓練及びその他必要な訓練を行うものとします。

## 18 事故発生の防止及び対応

施設は、事故の発生又はその再発を防止するため万全の体制で施設サービスの提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、関係市町村等にご連絡するとともに、事故に合わせた方の救済、事故の拡大防止などの必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに賠償を行います。

## 19 苦情処理の体制

施設は、毎日のミーティング、従業員研修の実施により、利用者の立場に立った苦情の出ないサービスの提供に努めておりますが、苦情処理については相談苦情に対する常設窓口として相談担当者をおいています。

施設のサービスに苦情があった場合

- ・ 相談担当者が直接伺うなどして詳しい内容を聞くとともに、相談の医師、看護師等からも事情を確認する。

- ・ 必要に応じ、管理者、関係職員等を交え検討会議を実施する。
- ・ 検討の結果、必ず翌日までには状況説明等具体的な対応をとる。
- ・ 管理者に処理結果を報告し、記録を台帳に保管し再発防止に努める。
- ・ 適当な期間経過後も改善されない事項については、所在市町村等にも連絡し対応する。

#### ※サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設相談窓口	窓口責任者 下仁田厚生病院介護医療院 介護支援専門員 柳澤 和久 0274-82-3555
所在市町村担当連絡先	下仁田町役場 福祉保険課 介護保険係 0274-82-2111
	南牧村役場 住民生活部 保健福祉課 0274-87-2011
国保連合会連絡先	群馬県国民健康保健団体連合会 027-290-1363

#### 20 その他の事項

- ・ 利用者の病状に変動があった場合は、医師の診断により、速やかに病院と連携し、適切な治療(医療保険適用)を受けることができます。
- ・ 施設は、その運営にあたり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行い地域との交流に努めるものとし、また、市町村との密接な連携に努めるものとし、